

令和5年度南三陸町水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は宮城県の北東部に位置し、東部は太平洋に面し、総面積 16,374ha のうち山林が 77% を占め、農地は全体の 8.9% あまりで山あい・高台に点在する典型的な中山間地帯である。気候は海流の影響によって夏は涼しく、冬は雪が少なく比較的温暖な地域である。本地域の農業は、山間部の狭隘な傾斜地に点在する耕地が圧倒的に多く、一戸当たりの平均耕地面積も 60a と少ないため土地利用型農業の展開が難しく、稲作と畜産に加えて施設栽培も含めた園芸との複合経営で振興を図ってきた。園芸作物では、本町の水田農業を持続性のあるものとするため、きく、ねぎ、こまつな、ほうれんそう、ふき、せりを特に重点を置く地域振興作物とし、作付推進に取り組んでいる。また、南三陸町は米の消費量が生産量を超える消費地域であるため、主食用水稲の耕作面積を維持したいと考えている。平成 29 年度より町内から出る生ごみ等を使用し生成された液肥を農地に活用する農業者に対して助成を行い、令和 3 年度には「南三陸町めぐりん米」の商標登録が認められたことから、付加価値を付けた主食用水稲の推進を図っている。高収益作物の面では、令和元年度からは南三陸町独自の農業振興策として「南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金」という、今までに町内で作付けしていない農作物を生産する取り組みに対する事業を支援する制度を設け、新たな南三陸町の特産物を目指した推進を図っている。

南三陸町は、東日本大震災以降、農地の被災・農業機械の流出等の影響により離農者が多く、町内の農業者の平均年齢は 68.9 歳と全国の基幹的農業従事者の平均年齢 67.9 歳（農林水産省農業労働力に関する統計より）を上回るほど高齢化が進んでいる。

遊休農地も年々増加し、令和 4 年度は震災以降休耕していた農地での WCS 用稲やせりの耕作が増加し、耕作率が約 2% 上昇した。その結果、町内農地の休耕率は約 58% となった。今後は次世代を担う新規就農者や非農家の新規参入の更なる確保が必要となっている。

令和 5 年度も、水田農業の持続性を確保していくため、原形復旧後の農地を整備・集積し、担い手や農業法人化を目指す個別経営体や集落農業を支える特定農業団体等の確保・育成に努めていくとともに、新規参入者が農業に取り組みやすいよう各種支援の強化を図り推進していく必要がある。

畑地化としては、営農計画書提出時に転作農家に対して個別に聞き取り調査を行い、令和 10 年度までに耕作農地の 5% を目標として推進を図る。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

南三陸町では、水田作付における園芸作物の割合が4%程度であり、作付は主食用水稲が大半を占めており、農業者の所得向上や水田農業の発展を図るため、水稲をはじめとした畜産、園芸を組み合わせた複合経営を行っている。中でも、震災で被害を受けた農地でこまつなやねぎを栽培し、特にねぎは「南三陸ねぎ」というブランドねぎの産地として取り組み、農地の整備・集約化を図り、歌津地区を中心とした団地を形成したため作業の効率化・低コスト化を推進している。

また、ほ場整備や原型復旧を行った農地の多くは山土を使用していることから水はけが悪く、未利用農地が多く存在したが、そのような農地を活用した、せりや松の作付が令和4年度に増加し、せりについては前年度と比較して面積は倍になった。県内の飲食店等からもせりの増産の要望が上がっているが、露地栽培で耕作する農業者の生産量が思うように取れていないため、栽培技術指導等を行い安定した品質のせり栽培を一層推進し、南三陸ねぎのようなブランド化・付加価値の向上を目標に推進を図る。松については、平成29年度から畑地での遊休農地等を活用した松の生産が始まり、現在は田畑合わせて2haを越える作付面積となっている。松の生産には、日当たりや水はけの良い場所であることその他、赤土などの山土の比較的栄養分が少ない土壌が適しているため、遊休農地や震災で被害を受け、山土を入れた原型復旧農地等が良い。令和元年度には水田での作付も開始し、令和2年度からは松の直播栽培技術の導入を行い、作業時間や労力の省力化等を確立するため普及センターと協力して実践している。現在は、町内外からの問い合わせが増加し、普及センター主催で松の講習会を開催している。ほ場条件で耕作を断念した農地等には、適地適作であるこれらの作物を推進し、南三陸町の農業が持続的なものとなるよう、より一層推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

南三陸町は町内全域が中山間地域に該当し、各農家が所有する面積も小さいことから、生産規模を必要とする麦・大豆の作付は行われておらず、高収益作物の作付が行われてきた。また、耕作条件の整っている農地が点在していることから農地の集約・集積が困難であり、ブロックローテーション体系を構築することができなかった。

南三陸町としては、水田の利用状況の点検結果を踏まえて、現在ある町の農業を維持・発展していくため、高収益作物を作り続ける農地に対して畑地化をより一層推進する必要があると考えている。目標面積は令和10年度までに10haを目標とする。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

東日本大震災以降、農業機械の流出、ほ場から離れた住宅等への転居、耕作者の不足・高齢化等により、遊休農地が多数ある。南三陸町は主食用水稲の消費地域であるので、認定農業者等を中心に耕作農地の集積・集約を推進し、需要に応じた生産量を確保していく。

また令和3年度に商標登録の認定を受けた液肥米「南三陸町めぐりん米」を周知し、推進していくほか、令和4年度大雨被害農地等の災害復旧を早急に完了させるとともに、堆肥散布等による地力回復を図り、直播栽培等の省力化及び低コスト化に向けた技術対策の導入を推進する。

(2) 備蓄米

取組なし

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

町内では多収品種での取り組みが多く、今後も需要に応じた米生産を推進するため、飼料用米の作付面積増加を目標として推進する。

イ 米粉用米

取組なし

ウ 新市場開拓用米

取組なし

エ WCS用稲

畜産農家から一定の需要があるため、前年度から作付面積の増加を目標とする。

オ 加工用米

取組なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

平成28年度より入谷地区にパン工房ができたことがきっかけで町産小麦・国産小麦の需要がある。畑地での小麦の生産が主となっているため、水田作での耕作を利用者と農業者の意向を確認しながら作付を目指す。

イ 大豆

平成24年に歌津地区、平成27年に入谷地区で加工販売が始まった。そのうち入谷地区では「入谷の里でおとうふ作り」といった、教育旅行等で活用できるツアーを開催し、大豆への興味・関心を高める取組を行っている。このような活動などを通して、耕作者や耕作農地の確保・拡大を推進する。

ウ 飼料作物

町内では主に多年性牧草を作付している。畜産農家と連携し需要に応じた作付を行っている。令和4年度の実績としては新規需要米への転換があり作付面積は減少した。令和5年度も需要に応じた生産と耕作放棄地の減少を目指し、作付推進を図る。

(5) そば、なたね

そばは、町内での地産地消のニーズや入谷地区での「そば打ち体験」等の需要がある。耕作放棄地を活用したそばの作付も行われており、安定した作付を目指して推進を図る。

なたねに関しては取組なし。

(6) 地力増進作物

大豆の連作障害があり、収量が思うように確保できていないという相談があったため、緑肥として大豆に効果的なライムギやヘアリーベッチ等の作付を推進する。また、園芸品目等の緑肥に効果的とされる大麦やエンバク、ライムギ、クリムゾンクローバー、れんげ、ソルゴー、ソルガム等の作付推進を図る。

(7) 高収益作物

収益性の高い作物（きく、ほうれんそう、ふき、ねぎ、こまつな、せり）を特に重点を置く振興作物に特定し、作付面積の拡大を図る。それ以外の野菜についても、需要があり、農家の所得向上に寄与するものであるため、作付を推進する。

特にねぎについては、津波の被害を受けた農地を整備・集約化したほ場整備工区などで団地化をおこない、作業の効率化を図るとともに「南三陸ねぎ」の生産地として、今まで以上に周知や推進を行う。

また、平成29年度より畑地での遊休農地対策として松の生産を行っている。令和元年度から水田での作付も開始し、令和2年度より門松の原料としての販売が行われている。町内外や外国からの需要も高く、平成30年度に法人化したことによって高齢化などにより耕作を諦めた農家からの農地提供の声もあり、作付面積の拡大や周知をより一層推進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり